

千葉市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

平成18年3月30日

千葉市監査委員	小川	清
同	大島	有紀子
同	伊藤	晶
同	萩田	章

千 葉 市

(平成 1 7 年 度)

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

千 葉 市 包 括 外 部 監 査 人

公 認 会 計 士 今 井 靖 容

平成 17 年度千葉市包括外部監査

**社会福祉法人千葉市社会福祉事業団
及びこれに係る財務事務の執行**

目 次

監査テーマ： 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及びこれに係る財務事務の執行

第1．監査の概要	1
1．監査の種類	1
2．特定した事件	1
3．特定の事件を選定した理由	1
4．監査対象期間	1
5．監査対象機関	1
6．監査の視点と方法	2
7．監査の実施期間	2
8．外部監査人及び補助者	2
9．利害関係	2
第2．監査対象の概要	3
1．千葉市社会福祉事業の概要	3
2．事業団の概要	3
3．事業団の業績及び財産の推移	8
4．事業団の組織	10
第3．監査の結果	12
1．本部会計	12
（1）退職給与引当金を計上すべきもの	12
（2）事業団の消費税と地方消費税に係わる委託契約について再検討すべきもの	13
（3）経理区分間繰入金収入・繰入金支出の内容について改善すべきもの	14
2．施設全体に共通する事項	16
（1）固定資産の耐用年数を適正に計上するための手続を整備すべきもの	16
（2）千葉市所有の固定資産の廃棄手続を整備すべきもの	17
（3）固定資産の現品調査の結果を記録として残すべきもの	17
（4）建物設備保守管理業務委託契約について予定価格を適切に算定すべきもの	18
（5）乗用車賃貸借契約の方法を見直すべきもの	19
（6）建物等についての保全状況を報告すべきもの	19
3．桜木園	20
（1）薬剤の管理について適切に行うべきもの	20
（2）現金の区分管理を行うべきもの	21
（3）予定価格について見直すべきもの	21
（4）管理すべき固定資産となっているもので調査整理すべきもの	22
（5）固定資産購入時の見積書徴取業者数を増加させるべきもの	23

4 . 和 陽 園	23
(1) 物品の廃棄について廃棄理由を明確に記載すべきもの	23
(2) 給食費の購入手続を検討すべきもの	24
(3) 消耗品費の予算と流用について見直すべきもの	24
5 . 療育センター	25
(1) 施設別業務費を施設別に配分すべきもの	25
(2) 切手、葉書の管理を適切に行うべきもの	25
(3) 小規模通所授産施設（亥鼻福祉作業所及び鎌取福祉作業所）の入所希望者の入所を検討すべきもの	26
6 . 老人デイサービスセンター	28
(1) 随意契約を3年間継続する方針の理由を明確に記載すべきもの	28
(2) 予定価格の積算を行うべきもの	29
7 . 中央いきいきプラザ	30
(1) 預り金で管理される給食費について残高の内容を明確にすべきもの	30
8 . 若葉いきいきプラザ	30
(1) 出張日当について見直すべきもの	30
9 . ことぶき大学校	31
(1) 事業の効果について把握すべきもの	31
10 . 千葉市	32
(1) 千葉市が業務委託料の支払を適切に行うべきもの	32
第4 . トータルコストについて	33
第5 . 指定管理者制度の導入と今後の事業団の運営と管理について	38

<p>報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。</p>

包括外部監査の結果

第 1 . 監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 . 特定した事件

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及びこれに係る財務事務の執行

3 . 特定の事件を選定した理由

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団（以下「事業団」とする。）は、昭和 46 年に設立され、社会福祉関係法令等に基づく事業等を千葉市より受託して、重症心身障害児施設桜木園や養護老人ホーム・特別養護老人ホーム和陽園等の障害者(児)や高齢者の社会福祉事業を行っている。

事業団は千葉市より 5,000 千円の基本財産の出捐を受け、全収入額のほとんどが千葉市からの委託収入で賄われている。すなわち、千葉市の社会福祉事業の運営主体でもある事業団の事業の管理運営が効率的かつ有効に行われているかについて調査することが有用であると判断した。

4 . 監査対象期間

平成 16 年度

ただし、必要がある場合は、平成 17 年度に拡大及び過年度に遡及する。

5 . 監査対象機関

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び保健福祉局

ただし、必要がある場合は、他部局等において執行された関連事務についても、その範囲とする。

6. 監査の視点と方法

(1) 監査の視点

- 経理手続は適時・適切に行われているか。
- 予算管理は妥当か。
- 現金預金出納手続は適切に行われているか。
- 収入の計上手続は適切に行われているか。
- 人件費は適切に計上されているか。
- 事務費・事業費は適切に区分計上されているか。
- 固定資産の管理と売却除却及び減価償却費の計算は妥当か。
- 組織の運営について適正に行われているか。
- 施設の管理は適切に行われているか。
- 利用料、介護保険収入等の調定は適切か。
- 委託事業費の設定は妥当か。
- 指定管理者制度の対応は適切か。

(2) 監査の方法

この監査の実施にあたっては、事業団における財務事務が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係わる監査のほかに、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに必要な監査手続を実施した。

7. 監査の実施期間

平成 17 年 7 月 28 日から平成 18 年 3 月 30 日まで

8. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	今井 靖容		
補助者	公認会計士	澤田 勲	田中 昌夫	狩野 茂行
		庄司 末光	山口 悦子	難波 隆豪
		舟本 孝史	芳川 昌大	
	会計士補	海上 大介	柳 昭駒	米田 恵美

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

1 . 千葉市社会福祉事業の概要

千葉市は、社会福祉施設を開設し、主に事業団と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の 2 つの法人にその運営及び管理を委託している。

また、千葉市は平成 13 年度から 17 年度までの「千葉市新 5 か年計画」により、以下の事業を実施してきている。

急速に高齢化が進行する中、活力ある長寿社会を創造するため、高齢者の在宅サービスの充実、高齢者のための施設サービスの充実、そして生きがい対策の推進等

今年度で初めて人口の減少をきたすようになった少子化社会の到来のなかで、安心して生き、育てる環境づくりを推進するための子育て支援施策等

「ノーマライゼーション」の理念に基づく障害児療育の充実、障害者(児)の自立と社会参加の促進、地域での生活支援そして施設サービス等

このような中で、国は、障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換及び制度の持続可能性の確保を基本的な視点として、平成 16 年 10 月 12 日に「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」を公表し、これを受け、「障害者自立支援法」が平成 17 年に成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。同法では、障害者の福祉サービスの提供主体を市町村に一元化し、また、従来の身体障害、知的障害、精神障害という障害の種類別の支援費等の制度を総合化し、利用者の選択を認める一方で、障害者の負担を応能負担から応益負担に変更するとともに、地域での自立支援の促進を図るなど障害者(児)政策が大きく変化することになった。

この結果、千葉市が事業団を通じて行う福祉サービスも今後大きく影響を受けることになる。

2 . 事業団の概要

事業団は、昭和 46 年 7 月に設立され、千葉市が設置する社会福祉施設の運営を適切かつ効率的に行うことにより千葉市における社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

社会福祉事業の拡大とそれに対応する社会福祉施設の増加に伴い、事業団の事業規模は拡大してきた。なお、桜木園は現在改築中であり、旧市立病院の 1 階を仮施設として利用している。

平成 16 年度までの事業団が管理運営を行う各施設の設置根拠、事業内容、利用者の状況の概要は以下のようになっている。

(1) 事業団が管理運営を行う各施設の設置根拠

事業団が管理運営を行う各施設は、表 1 のとおり、医療法、児童福祉法、知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法に基づき千葉市の施設設置管理条例によって設置されており、社会福祉法による第 1 種、第 2 種社会福祉事業等を行っている。

(注) 施設名は事業団の組織図に合わせて記載している。(表 1 ~ 表 3 において同様。)

(表 1) 施設の設置根拠法令

施設名	根拠法令	医療法	児童福祉法	知的障害者福祉法	身体障害者福祉法	老人福祉法
桜木園		7 条 1 項	43 条の 4			
和陽園						
養護老人ホーム						20 条の 4
特別養護老人ホーム						20 条の 5
療育センター						
総合通園センター						
療育相談所		診療所				
すぎのこルーム			43 条の 3			
やまびこルーム			43 条の 2			
大宮学園						
ひまわりルーム			43 条			
たけのこルーム		診療所	43 条の 3			
いずみの家				21 条の 7		
ふれあいの家					31 条の 2	
亥鼻福祉作業所						
きぼうの家					31 条	
わかばの家				21 条の 7		
鎌取福祉作業所						
つばさの家					31 条	
めぶきの家				21 条の 7		
障害者福祉センター					31 条の 2	
各区いきいきプラザ						
老人福祉センター						20 条の 7
老人デイサービスセンター						20 条の 2 の 2
大宮・花見川 いきいきセンター						
ことぶき大学校						

(2) 各施設の事業の内容

各施設の事業の内容は表2のようになっている。事業の内容は、それぞれの目的、根拠法令、入所者・利用者の違いにより、施設の整備設備や従事する職員の機能の違いがあり、多様多岐にわたる。

(表2) 各施設の種類と事業の内容

施設名	施設の種類	事業内容	
桜木園	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設として、治療及び日常生活指導により家庭復帰をめざす。	
和陽園			
	養護老人ホーム	老人福祉法に基づき身寄りのない老人を入所させ、健全な環境のもとで安らかな生活を保障し、より快適な生活が送れるよう援助する。	
	特別養護老人ホーム	介護保険制度により介護認定された高齢者に介護サービスを提供し、より快適な生活が送れるように援助する。	
療育センター			
総合通園センター			
	療育相談所	診療所	心身障害児の早期発見、早期療育を重点課題とし、診断検査、判定により、適切な療育、指導を行う。
	すぎのこルーム	肢体不自由児通園施設	運動機能障害、運動発達遅滞をもった児童と保護者がともに通園し、機能訓練・運動の発達・社会生活習慣を学習し、家庭生活で実践できるように療育する。
	やまびこルーム	難聴幼児通園施設	難聴による聴覚障害、言語発達上の障害を持つ児童と保護者が共に通園し、早期に訓練指導を行う。
	大宮学園		
	ひまわりルーム	知的障害児通園施設	知的障害児の通園施設で、独立・自活に必要な知識技能を身につけるために、個別的及び集団的に療育する。
	たけのこルーム	肢体不自由児通園施設(診療所)	運動機能障害、運動発達遅滞をもった児童と保護者がともに通園し、機能訓練・運動の発達・社会生活習慣を学習し、家庭生活で実践できるように療育する。
	いずみの家	知的障害者通所授産施設	知的障害を有する者であって、授産施設での訓練を必要とする者が通所し、職業及び生活指導訓練を行い、社会的自立の促進を図る。
	ふれあいの家	身体障害者福祉センター(B型)	身体障害者に対して各種の相談に応じ、創作活動・スポーツ、レクリエーション及び日常生活訓練を行う。

施設名	施設の種類	事業内容
亥鼻福祉作業所 きぼうの家 わかばの家 鎌取福祉作業所 つばさの家 めぶきの家	小規模通所授産施設	知的障害や身体障害があつて、雇用されることが困難な者に対し、作業や日常生活機会を通じて必要な援助を行い、自立の促進を図る。
	身体障害者	
	知的障害者	
	小規模通所授産施設	
	身体障害者	
	知的障害者	
障害者福祉センター	身体障害者福祉センター（B型）	身体障害者に対して各種の相談に応じ、創作活動・スポーツ、レクリエーション及び日常生活訓練を行う。
各区いきいきプラザ		
中央・花見川・稲毛・若葉・緑・美浜	老人福祉センター（A型）	高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に供与する
中央・花見川・美浜	老人デイサービスセンター	介護保険制度に基づき介護認定された高齢者に対し、介護サービスを提供し、利用者の健康の増進と家族の介護負担の軽減を図る。
大宮・花見川 いきいきセンター		高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の便宜を総合的に供与する。
ことばき大学校		60歳以上の高齢者が、社会環境の変化への適応力を養うために必要な知識や技能を習得する機会と場を提供する。

（3）施設利用者の定員と利用者数及び配置職員数

各施設は、法により施設利用者の定員と職員配置定員などが決められている。平成17年3月1日現在の各施設の定員と利用者数及び同年3月31日現在の配置職員数は以下のようになっている。なお、職員数については事業団事務局（ハーモニープラザを含む。）を除き、嘱託職員及び非常勤職員を含んでいる。

（表3）各施設の利用者数と職員数

施設名	定員	利用者数	割合	備考	職員数
桜木園	40人	39人	100%	1人分を短期入所に利用	65人 (24人)
和陽園					
養護老人ホーム	80人	80人	100%		22人 (6人)
特別養護老人ホーム	50人	49.8人	99%	3月の月平均	34人 (17人)
療育センター					
総合通園センター					
療育相談所	-				33人 (14人)
すぎのこルーム	30人	30人	100%		12人 (2人)

施設名	定員	利用者数	割合	備考	職員数
やまびこルーム	30人	33人	110%	保育所通園児受入れ	8人 (3人)
大宮学園					
ひまわりルーム	40人	40人	100%		20人 (6人)
たけのこルーム	20人	23人	115%	最大措置定員 24人	14人 (5人)
いずみの家	50人	46人	92%		12人 (2人)
ふれあいの家	-				10人 (6人)
亥鼻福祉作業所					
きぼうの家	19人	16人	84%		11人 (3人)
わかばの家	19人	19人	100%		
鎌取福祉作業所					
つばさの家	19人	14人	74%		10人 (2人)
めぶきの家	19人	19人	100%		
障害者福祉センター					21人 (15人)
各区いきいきプラザ					
中央 (老人福祉センター)	-				13人 (9人)
中央 (老人デイサービスセンター)	32人	25.8人	81%	機能回復の1日平均	19人 (17人)
花見川 (老人福祉センター)	-				16人 (12人)
花見川 (老人デイサービスセンター)	31人	28人	90%	機能回復の1日平均	16人 (14人)
稲毛 (老人福祉センター)	-				11人 (7人)
若葉 (老人福祉センター)	-				13人 (9人)
緑 (老人福祉センター)	-				13人 (9人)
美浜 (老人福祉センター)	-				14人 (10人)
美浜 (老人デイサービスセンター)	32人	28.3人	88%	機能回復の1日平均	19人 (17人)
いきいきセンター					
大宮	-				7人 (6人)
花見川	-				8人 (7人)
ことばき大学校	200人	192人	96%	病気等により減少する	6人 (3人)

(注) 職員数の()は、嘱託職員及び非常勤職員数であり、内数である。

(4) 千葉市との関係

基本財産 5,000 千円の出捐金はすべて千葉市からである。

3. 事業団の業績及び財産の推移

事業団の過去3年間の業績及び財産の推移は、表4及び表5のようになる。

委託料収入は千葉市からであり、これによって収入と支出は、ほぼ同額となる。

特に記載すべき異常な増減はないが、次期繰越活動収支差額は減少している。

(表4) 事業活動収支計算書の推移

(単位：千円)

勘定科目		平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業活動収支の部	経常経費委託料収入	3,033,216	2,985,215	3,047,292
	退職給与積立委託料収入	0	21,302	11,012
	寄付金収入	195	256	420
	雑収入	5,508	5,950	7,084
	事業活動収入計(1)	3,038,918	3,012,723	3,065,808
	人件費支出	2,077,410	1,993,753	2,030,425
	事務費支出	662,783	706,375	725,126
	事業費支出	298,595	288,536	297,489
	減価償却費	34,717	31,650	34,506
	退職給与引当金繰入	0	21,302	11,018
	事業活動支出計(2)	3,073,505	3,041,616	3,098,565
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)	34,587	28,892	32,757	
事業活動外収支の部	受取利息配当金収入	13	11	36
	経理区分間繰入金収入	0	1,877	1,912
	事業活動外収入計(4)	13	1,888	1,948
	経理区分間繰入金支出	0	1,877	1,912
	事業活動外支出計(5)	0	1,877	1,912
	事業活動外収支差額 (6)=(4)-(5)	13	11	36
経常収支差額(7)=(3)+(6)		34,574	28,881	32,720
特別収支の部	施設整備等委託料収入	12,927	15,736	20,104
	施設整備等寄付金収入	388	504	148
	特別収入計(8)	13,315	16,240	20,252
	固定資産売却・処分損	1,963	4,269	818
	特別支出計(9)	1,963	4,269	818
特別収支差額(10)=(8)-(9)	11,353	11,971	19,434	
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)		23,221	16,910	13,286
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)	191,784	168,562	151,652
	当期末繰越活動収支差額 (13)=(11)+(12)	168,562	151,652	138,366
	固定資産異動振替額(14)	0	0	0
	次期繰越活動収支差額 (15)=(13)+(14)	168,562	151,652	138,366

(表5) 貸借対照表の推移

(単位：千円)

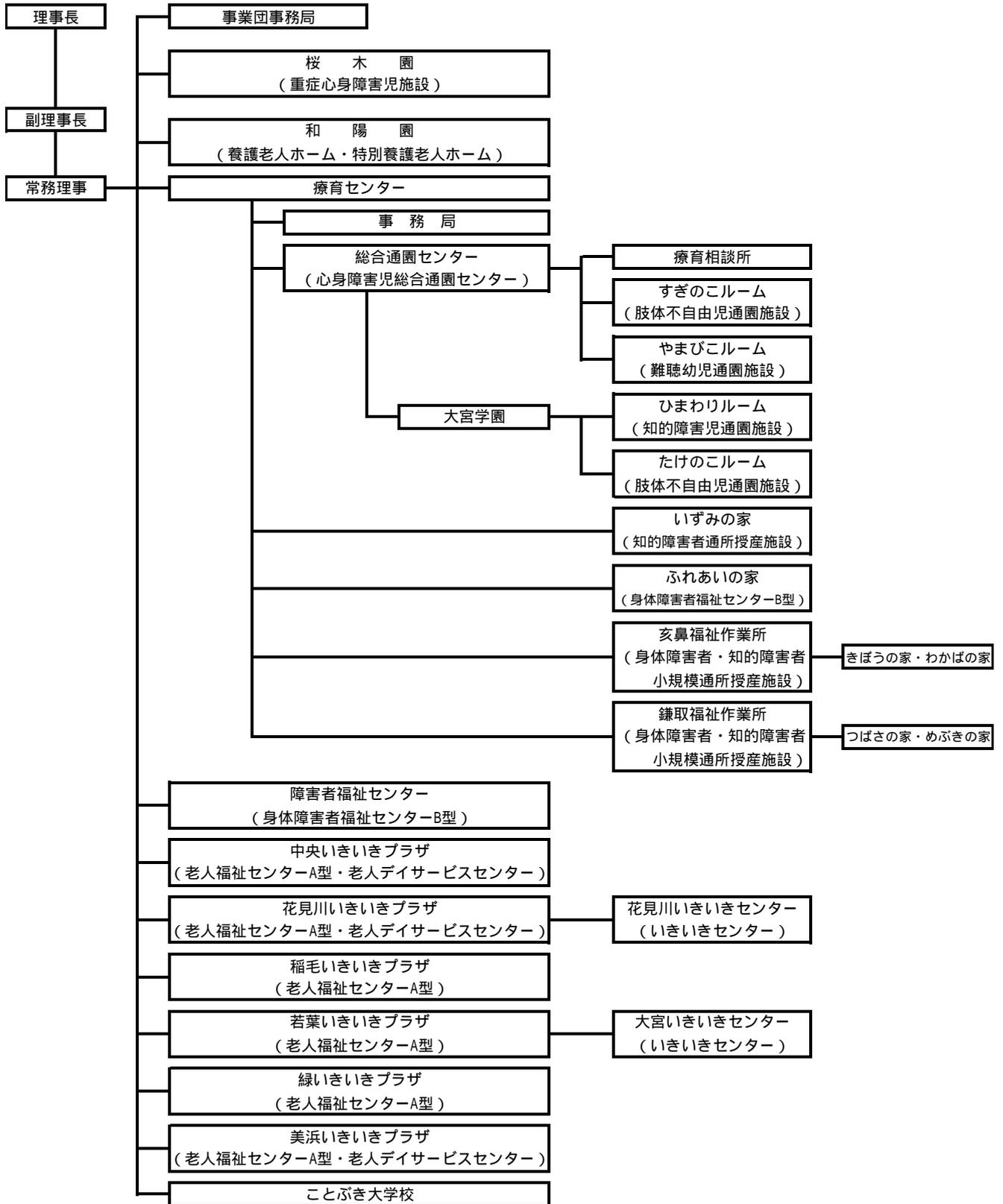
区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
資産の部			
流動資産(1)	472,935	345,545	398,825
現金	0	78	175
預金	470,970	340,121	393,650
短期貸付金	0	5,000	0
授産会計貸付金	0	0	5,000
未収金	0	324	0
前払金	1,958	0	0
仮払金	8	22	0
固定資産(2)=(3)+(4)	141,036	142,660	138,606
基本財産(3)	5,000	5,000	5,000
基本財産特定預金	5,000	5,000	5,000
その他の固定資産(4)	136,036	137,660	133,606
車両運搬具	68,430	64,649	68,496
器具及び備品	466,150	434,070	444,546
減価償却累計額	400,544	384,437	413,833
権利	0	76	76
投資有価証券	2,000	2,000	2,000
退職給与積立預金	0	21,302	32,320
資産の部合計(5)=(1)+(2)	613,972	488,205	537,431
負債の部			
流動負債(6)	440,409	310,251	361,745
未払金	420,136	282,188	346,535
預り金	20,273	28,063	15,209
固定負債(7)	0	21,302	32,320
退職給与引当金	0	21,302	32,320
負債の部合計(8)=(6)+(7)	440,409	331,553	394,065
純資産の部			
基本金(9)	5,000	5,000	5,000
次期繰越活動収支差額(10)	168,562	151,652	138,366
(うち当期活動収支差額)	23,221	16,910	13,286
純資産の部合計(11)=(9)+(10)	173,562	156,652	143,366

(注1) 平成15年度から、退職給与引当金を設定計上した。

(注2) 授産事業は、特別会計として別に経理を行っている。その運営資金として、5,000千円を貸付金に計上している。

4. 事業団の組織

(1) 組織図(平成17年3月31日現在)



(2) 組織人員 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

役員は、理事長 1 人、副理事長 1 人、常務理事 2 人の計 4 人 (いずれも元千葉市職員) の専任理事と、その他 9 人の理事及び 2 人の監事から構成されている。理事会は平成 16 年度に 2 回開催されている。

職員は常勤職員 212 人、嘱託職員 40 人、非常勤職員 186 人の計 438 人で構成されている。

第3. 監査の結果

1. 本部会計

(1) 退職給与引当金を計上すべきもの

【概要】

事業団は、平成15年度から職員の退職に備えて退職給与引当金を負債に計上している。
なお、これと同額の退職給与積立預金を設定し、資産として計上している。

(表6) 退職給与引当金の状況 (単位:円)

区 分	平成15年度	平成16年度
期末退職金要支給額	1,016,915,637	1,026,079,097
退職給与引当金	21,302,000	32,320,407
割合	2%	3%
退職給与引当金繰入額	21,302,000	11,018,407
退職給与積立委託料収入	21,302,000	11,012,000

事業団の職員給与規程は千葉市の条例に準じているが、社会福祉法人会計基準では退職給与引当金の処理について以下のように規定している。

第28条 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に退職給与引当金として計上するものとする。(注10)

そして、注10で、退職債務について、将来支給する退職金を現在価値に割引く方法と、当該会計年度末に全職員が退職したとみなした場合の退職金要支給額のいずれかを退職給与引当金として計上するべきとしている。

(注10) 退職債務の引当てについて

将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を見積る場合には、原則として、個々の職員について、将来支給する退職金のうち社会福祉法人が負担することとなる額を見積り、その額を現在価値に割り引いて当該会計年度の負担すべき額を計算する。しかし、この計算方法を採用することが困難な場合においては、当該会計年度末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち社会福祉法人が負担することとなる額を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上し、前会計年度末の退職給与引当金の額(当該会計年度において、退職給与引当金の戻入れが行われた場合にはその戻入れ額を控除した額)との差額を退職給与引当金繰入額として、当該会計年度の事業活動収支計算書の事業活動支出に計上することが認められる。

【問題点】

社会福祉法人会計基準は平成 12 年に改訂され、退職給付債務を計上することとなっている。しかし、事業団の退職給与引当金の残高は期末要支給額の 3%しか計上されていない。

これまでは、事業団の職員が退職する際には、千葉市において要支給額を予算化して、事業団に対する委託料に含めて支出するとともに、平成 15 年度からは、退職給与引当金の不足額に充当するため、退職給与積立委託料としても支出している。

退職給与引当金は事業団自身で負担すべきものであり、千葉市の委託料に含めて計上することを前提とはしないものの、事業団における企業会計に準拠した社会福祉法人会計基準による退職給付債務の計上と、千葉市における事業団に対する委託料を単年度支出予算に基づいて計上する構図のなかで、退職給付債務の会計処理が困難となっていると考えられる。

現状の年間約 1,000 万円の計上では退職金要支給額の引当計上を達成するのに 100 年という相当な期間が必要となっている。

【指 摘】

事業団は、速やかに退職金要支給額につき退職給与引当金を計上すべきである。そして、退職給与引当金の計上方法や財源については、千葉市と協議することが必要である。

(2) 事業団の消費税と地方消費税に係わる委託契約について再検討すべきもの

【概 要】

事業団は平成 15 年度に 10,739,700 円、平成 16 年度に 10,658,000 円の消費税と地方消費税(以下、「消費税等」という。)を納付している。このうち、事業団事務局の委託料収入に係る消費税等の納付額が平成 15 年度で 7,589,500 円、平成 16 年度で 7,797,300 円と全体の 70%以上を占めている。

【問題点】

社会福祉法人における消費税等の取り扱いは、本来の社会福祉事業である限り、非課税である。

このため、消費税法上の課税収入が若干存在しても事業団のような多額な消費税等の納付はまれであると考えられる。この要因は主として事業団事務局運営のための千葉市からの委託料収入にある。現在、事業団の社会福祉法人としての運営は千葉市からの委託料によって賄われている。事業団各施設運営に対する委託料収入は社会福祉事業に該当し、消費税等の扱い

は非課税であるが、事業団事務局、ハーモニープラザ管理、ことぶき大学校等の運営に対する委託料収入は社会福祉事業に該当しないため、課税扱いとされている。このうち、ハーモニープラザ管理は施設自体の管理のため課税、ことぶき大学校は学校の性格から課税であるが、事業団事務局は事務局の運営委託ということで、社会福祉事業と直接関連しないため課税として扱われている。そして、事業団事務局では、委託料収入（課税）に対する支出の内容の主たるものが人件費（非課税）のため、消費税法上の課税収入からマイナスされる課税仕入が実質的に少ないことで、多額な納付額になっている。

このため、事業団事務局の委託料収入に係る消費税等の取り扱いに問題があると考える。

【意見】

事業団として、消費税法上、事業団事務局の委託料収入に対応する事業団事務局の費用の大部分は、事業団の各施設を運営するため必要な共通費と認められるため、事業団の各施設にその共通費を適正な基準で配分したうえで、千葉市と各施設（社会福祉事業のため消費税等は非課税）との委託契約を締結すべきであった。そうすることによって、消費税法上、課税扱いのハーモニープラザ管理、ことぶき大学校相当分を除き、事業団事務局の消費税等の納付額、平成 15 年度で 7,589,500 円、平成 16 年度で 7,797,300 円のは半分は削減できるものであった。千葉市と事業団との委託契約の再検討を実施されたい。

（３）経理区分間繰入金収入・繰入金支出の内容について改善すべきもの

【概要】

事業団の平成 16 年度の事業活動収支内訳表の事業活動外収支の部の経理区分間繰入金収入・支出は表 7 のように表示されている。

これは、職員の福利厚生に充当するため、実習生謝礼・公衆電話使用料等の雑収入の一部 1,912,000 円を各経理区分から事業団事務局へ繰入れしているものである。

(表7) 繰入金収入支出の内容

(単位：円)

経理区分間繰入金収入		
事業団事務局		1,912,000
経理区分間繰入金支出		
桜木園		18,000
和陽園養護老人ホーム		26,000
和陽園特別養護老人ホーム		541,000
療育センター		776,000
障害者福祉センター		11,000
中央いきいきプラザ老人福祉センター		4,000
中央いきいきプラザデイ老人サービスセンター		99,000
花見川いきいきプラザ老人福祉センター		23,000
花見川いきいきプラザ老人デイサービスセンター		141,000
稲毛いきいきプラザ老人福祉センター		6,000
若葉いきいきプラザ老人福祉センター		6,000
緑いきいきプラザ老人福祉センター		10,000
美浜いきいきプラザ老人福祉センター		6,000
美浜いきいきプラザ老人デイサービスセンター		226,000
ことぶき大学校		-
ハーモニープラザ管理		19,000
計		1,912,000

【問題点】

事業団の経理区分間繰入金収支の主な内容は、事業団での福利厚生目的としての資金の振替額である。本来、経理区分間繰入金収支は、経理区分された社会福祉事業ごとの事業活動収支の中期計画レベルの資金需要に応じて、経理区分間で予算化された資金の過不足調整に使用されるものとする。このため、事業団の経理区分間繰入金収支の内容には問題がある。

【意見】

経理区分間繰入金収支は、経理区分された社会福祉事業単位で計画的に予算化された資金調整項目として使用されるものである。事業団の経理区分間繰入金収支の内容とされる当該福利厚生目的での使用は望ましくないものとする。

2. 施設全体に共通する事項

(1) 固定資産の耐用年数を適正に計上するための手続を整備すべきもの

【概要】

事業団事務局及び療育センターにおいて、固定資産管理台帳上にて耐用年数を管理し、減価償却計算を行っている。

【問題点】

事業団事務局及び療育センターにおいて、固定資産管理台帳上の耐用年数入力が誤っていた。

(表8) 固定資産管理台帳と耐用年数

(単位：円)

場所	資産名	取得年月日	数量	耐用年数	あるべき耐用年数	取得価額	減価償却費	あるべき減価償却費
事務局								
	富士通 FMV5NUB6H8	平成 16.4.30	1	15	4	124,950	7,422	28,113
	富士通 FMV5NUB6H8	平成 16.4.30	1	15	4	124,950	7,422	28,113
療育センター								
	パソコン	平成 8.2.19	1	15	6	401,700	23,860	0
計							38,704	56,226

パソコンは耐用年数 4 年(平成 13 年度以降より適用、それ以前は耐用年数 6 年)が妥当といえる。

このような固定資産管理台帳における耐用年数の誤入力は、耐用年数再チェックなどの手続がないことに起因するものとする。その結果、減価償却費が過少計上となっている。

【指摘】

固定資産管理台帳を適切な耐用年数に修正すべきである。

また、事業団事務局及び療育センターという 2 か所において耐用年数の入力誤りが見られたということは、今後、他の施設においても同様の誤りが起こりうると考えられる。したがって、耐用年数入力も含め、固定資産管理台帳に数値入力後、担当者以外のチェック、もしくは上席者の承認等の統制手続を整備すべきである。

(2) 千葉市所有の固定資産の廃棄手続を整備すべきもの

【概要】

桜木園において、千葉市所有の古い固定資産が発見された。千葉市は各施設に備品チェックリストを送付して固定資産を把握していると回答しているが、各施設の担当者からは、千葉市から送付された備品チェックリストに載っていない固定資産も存在するとのことである。

【問題点】

その場合、千葉市の固定資産でもなく、桜木園すなわち事業団の固定資産でもない固定資産が存在することになる。これらの固定資産の存在は、廃棄手続に関して、千葉市と各施設の連携がとられていないことに起因するものと考えられる。

【指摘】

千葉市では廃棄処理したものとして取り扱われていながら、事業団では実際には未だ廃棄されていない固定資産があるということになる。千葉市と各施設の連携を確実にするためにも廃棄処理手続を整備すべきである。また、備品チェックリストの送付についても、チェックリストに記載された備品があるかないかの確認のみならず、備品チェックリストに記載されていないが事業団が利用している固定資産についても報告を行うべきである。

千葉市は、千葉市の財産については、千葉市物品会計規則にのっとった適正な処理を行うことが必要である。

(3) 固定資産の現品調査の結果を記録として残すべきもの

【概要】

固定資産は、全施設で現品調査を期末に実施しているという説明である。

【問題点】

固定資産は金額が多額なものもあり、また、減価償却を行うものについては、収支差額への影響が単年度に限られないことになる。施設は人の出入りがある以上、紛失・盗難の危険性もゼロとはいいきれない。さらに、移動の可能性もあるため、固定資産の設置場所の把握も必要である。以上の点から、固定資産の現品調査は必要な業務であるが、調査した結果を残している施設は療育センターのみであった。

【指 摘】

固定資産の現品調査は必要な業務であり、固定資産の現品調査を実施した結果を記録として残すべきである。

(4) 建物設備保守管理業務委託契約について予定価格を適切に算定すべきもの

【概 要】

千葉市ハーモニープラザは、平成11年12月に完成オープンしている。

この施設は、女性センター、障害者相談センター、ことぶき大学校等からなる複合施設で、水浴訓練室等もあり、ボイラー電気設備等のビル管理業務は外部に再委託している。

千葉市ハーモニープラザの建物設備保守管理業務委託契約の入札状況は、表9のようになっている。平成14年度は全業者が予定価格の99.8%から105.7%、平成15年度は落札業者が予定価格の93.2%、残りの業者は予定価格の97.1%から104.2%、平成16年度は落札業者が予定価格の92.0%、残りの業者は予定価格の97.4%から104.0%でそれぞれ入札している。

また、平成15年度からは入札業者を6社から10社に増加させているが、結果として落札業者は3年間同じ業者である。

(表9) 入札状況の推移

(単位：円)

業者名	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	順位	金額	率	順位	金額	率	順位	金額	率
予定価格		67,200,000	100%		66,246,000	100%		61,709,620	100%
A社(落札者)	1	67,080,000	99.8%	1	61,710,000	93.2%	1	56,772,000	92.0%
B社				5	65,800,000	99.3%	2	60,120,000	97.4%
C社							3	60,969,000	98.8%
D社				4	65,200,000	98.4%	4	61,200,000	99.2%
E社	3	69,500,000	103.4%				5	61,248,000	99.3%
F社							6	62,500,000	101.3%
G社				7	68,000,000	102.6%	7	63,416,000	102.8%
H社	2	69,000,000	102.7%	2	64,300,000	97.1%			
I社	4	69,800,000	103.9%	3	64,800,000	97.8%			
J社	5	70,000,000	104.2%						
K社				6	67,400,000	101.7%	8	63,480,000	102.9%
L社				9	68,600,000	103.6%			
M社							9	63,660,000	103.2%
N社				8	68,300,000	103.1%	10	64,200,000	104.0%
O社	6	71,000,000	105.7%	10	69,000,000	104.2%			

【問題点】

事業団は、前年度実績を基礎に予定価格を設定しており、仕様書による個別業務の原価の積上げを行っているわけではない。

【指 摘】

予定価格の設定を、仕様書に基づき、工数・歩掛りにより適切に算定すべきであり、そのため、千葉市の協力を得ながら適切な対応を図る必要がある。

(5) 乗用車賃貸借契約の方法を見直すべきもの

【概 要】

事業団事務局では、乗用車 1 台について、779,940 円で受託業者と乗用車賃貸借契約を締結している。

【問題点】

この契約書の契約期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日の 1 年間となっているが、他方、受託業者の契約書様式では、平成 14 年 7 月 5 日から平成 19 年 7 月 4 日の 5 年間の契約期間となっており、同一の契約について異なる 2 通の契約書が存在する。

【指 摘】

同一契約について、複数の契約書が締結されないように改善されたい。

【意 見】

千葉市においても、平成 17 年 4 月 1 日から条例に基づきリース契約についても長期継続契約を締結できるようになった。これをふまえて、事業団においても規程を改正し、長期継続契約を可能とすべきである。

(6) 建物等についての保全状況を報告すべきもの

【概 要】

千葉市から各施設への備品チェックリストの送付は行われているが、建物、建物附属設備等は対象とされていないため、建物、建物附属設備等の保全状況の定期的な確認が行われていない。

【問題点】

建物の老朽化等については、現在、担当責任者が気づいたときに口頭、もしくは書類で千葉市に報告をする形をとっている。しかしながら、事業団からの報告がなければ所有者たる千葉市は把握しえないという状況は問題がある。現在は随時の報告による形で管理されているが、個々の建築構造物についての専門的知識に基づいた点検手続を実施しなければ、その適時・適切な保全措置がとられないことになる。

【意見】

千葉市の資産である建物の老朽化等の点検リストの作成及び千葉市への報告の方法を検討すべきである。的確な修繕と保全措置を実施するために建築関連部局や専門家等の協力により定期的な点検項目と報告書の様式を整備すべきである。

例えば、建物のひび何か所、地盤沈下が進んでいる場所、建物附属設備の状況といった細かい項目を点検リストに載せ、定期的に報告書にして千葉市へ提出するといった手続の導入を検討すべきである。

3.桜木園

(1) 薬剤の管理について適切に行うべきもの

【概要】

桜木園は、病院としての位置付けでもあり、薬剤を保管している。

【問題点】

パソコンでデータ管理していたところ、現地での監査実施日の前にパソコンが起動しなくなったとのことである。現場に受払台帳はあるが現品と以下の差異があった。

また、薬剤の保管庫の鍵がない。

薬 剤 名	台帳数量	現品数量	差	異
フェノバル錠 30mg	2	1	1	
チェナム点滴用	5	3	2	7月7日の払出し記載漏れ

【指 摘】

薬剤は、その性質上厳重な管理を必要とするものであるから、保管庫に鍵をかけ、不正な使用を防止する体制を整備するとともに、在庫数量について定期的にたな卸を実施し、薬剤の受払台帳と照合し、適切に管理すべきである。

(2) 現金の区分管理を行うべきもの

【概要】

桜木園において、平成 16 年度末（平成 17 年 3 月末日）に現金残高は存在しないが、期中においては現金の取扱いはある。平成 17 年 8 月 12 日に現地に出向き、金庫をチェックしたが、事業団の資産としての現金は存在しなかった。しかし、事業団の資産ではない現金として次のようなものが存在した。

（例）

・ 互助会等の現金（8,800 円×4 人）	35,200 円
・ 入所者へのおつり	9,660 円
・ 市原市から入所者への見舞金	3,000 円
・ その他 職員個人負担の親睦会費、コーヒー代等の金銭	

【問題点】

これらの事業団の資産ではない現金も事業団の金庫内に入っており、出納帳などで管理はしていない。したがって、事業団の資産としての現金と事業団の資産ではない現金の区別がつかなくなるおそれがある。事業団の資産ではない現金の管理がずさんであると、事業団の現金出納管理の体制にも影響する。

【指摘】

事業団の資産としての現金と事業団の資産ではない現金の区分を明確化し、区分管理されたい。

(3) 予定価格について見直すべきもの

【概要】

施設で使用するおむつについて、2 社から見積書を徴取して年間で単価契約を行っている。

【問題点】

賃借料を構成するおむつのリースについて、表 10 のとおり、予定価格書と単価見積書及び単価契約書の単価が乖離している。

（表 10）おむつのリースの価格の推移

（単位：円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
予定価格	21.0	31.5	28.0
単価契約額 (=見積単価)	19.0	19.0	19.0

【指 摘】

予定価格が実績と乖離していることは、予算の実効性を失ってしまい好ましくない。
単価契約の実績を反映して、予定価格について見直しを検討されたい。

(4) 管理すべき固定資産となっているもので調査整理すべきもの

【概 要】

桜木園は、平成 15 年 12 月から平成 18 年 3 月の改築工事完了までの仮入居施設として旧市立病院を使用しており、平成 17 年度は土地・建物の使用承認を健康部長から高齢障害部長宛(平成 17 年 3 月 18 日)に行っている。これにより、旧市立病院において平成 15 年 4 月末日をもって固定資産台帳上は廃棄処分された器具備品の一部を桜木園で使用している。

【問題点】

上記使用承認書の、「4 使用承認条件(3)著しく現況を変更して使用承認物件を使用する場合、又は重要事項については、事前に市立青葉病院と協議すること。」により、重要な物品については協議して使用している。しかし、レントゲン機器・厨房設備などの使用物品についての具体的管理対象物品を明示した使用許可申請書・使用許可書等はない。

このため、事業団において受託管理対象物品の識別が十分になされていない。

レントゲン機器のような性能や作動状況によっては人体に影響を及ぼす危険も考えられる重要な医療機器もはいつているにもかかわらず、その管理対象物品の明細がないことは、資産の適切な管理上問題がある。

【指 摘】

旧市立病院の廃棄処理資産の有効利用という例外的な事象であるが、病院機能も備えた施設であるので使用対象資産の明細書を作成して臨むべきであった。

千葉市の各所管課が責任をもって管理すべきもの、及び施設管理受託者である事業団が責任をもって管理すべきもの等について明確にすべきである。

そのために、平成 18 年 4 月に旧市立病院から新施設に移転することになっているが、現在使用している旧市立病院の器具備品の調査整理を行い、その後の事務処理を適切に実施されたい。

(5) 固定資産購入時の見積書徴取業者数を増加させるべきもの

【概要】

固定資産の新規取得に際し、毎回数社から見積書を入手し、最低価格の見積書提出業者から購入することになっている。桜木園において、平成16年度の固定資産取得5件のうち1件は、見積書徴取業者が2社のみであった。(下記参照。)

器具備品	電子体温計	体重計	吸引機	パソコン	調理器
金額(円)	100,800	216,300	227,850	189,525	124,950
見積徴取業者数	2	3	3	3	3

【問題点】

事業団経理規程第60条第5項の「2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」との規程には準拠しているが、2社という最小サンプルは結果として継続的取引のある業者が購入先となることが多いと予想され、固定資産購入先の選定における公正の保持に疑念が生じる恐れがあると思われる。

【意見】

固定資産取得金額は多額となるケースが多いと考えられるため、見積書徴取の最低業者数を増加させることが望まれる。

4. 和 陽 園

(1) 物品の廃棄について廃棄理由を明確に記載すべきもの

【概要】

物品の廃棄については、「経理細則」に規定されている固定資産・備品の売却廃棄の手続により物品処理伺書を作成することになっている。

【問題点】

物品処理伺書のうち、廃棄等の理由を記入していないものが平成12～17年度の廃棄処理分で17件中13件存在した(このうち、平成16年度分は、廃棄4件全てに記載がない)。物品の廃棄処理に関して廃棄理由なしに廃棄することはありえないと考える。

【指摘】

いずれも、更新によるもので更新に係る伺い書には廃棄する旨記載しているとのことであるが、物品処理伺書にも廃棄理由を明確に記載するという手続を徹底すべきである。

(2) 給食費の購入手続を検討すべきもの

【概要】

和陽園における給食費は、入園者の食事に要する食材の購入費用である。発注品・数量が一定ではないため、業務委託契約の形は取れない。そのため、取引希望業者の中から営業許可証の提示を求めるなどにより、業者の信頼性を検討した上で数社と納入に関する契約を締結する。当該契約は特段の問題がない限り、施設長決裁で更新される。実際の発注に際して、どの業者を使用するかは施設長が判断する。

平成16年度においては、23社と契約していた。しかし、その中の1社について品質に問題があり、かつ、再三に渡り改善を求めたが状況が変わらなかったため取引対象から除外している。

【問題点】

同種類の品物を扱う複数の業者と契約しており、どの業者に発注するかは施設長が承認している。また栄養士が各業者の取扱商品の特徴等を考慮して購入先を選定している。

また、価格については栄養士が市場価格を考慮して業者の提示する価格の妥当性を検討しているとのことであるが、その価格比較等の検討書類がない。

【意見】

発注量が適切であったか、また価格が適切であったかを事後的に検証し、給食費についてコスト管理と給食材料の品質管理が有効になるよう検討されたい。

(3) 消耗品費の予算と流用について見直すべきもの

【概要】

入所者が使用する衣服や食器、トイレトーパーなどの日用品・消耗品は購入するケースとリースのケースがある。年間の予算額は11,000千円程度である。

【問題点】

消耗品で購入したものについて、その後の管理が十分ではなく、在庫状況をタイムリーに把握していない。そのため、年間を通して購入額をみると月次での購入額にバラつきが目立つ。

またこの時、消耗品費の予算の執行状況に応じて、他費用に帳簿上付け替えて、流用しているケースが見られた。

【意見】

予算はその費用のみに使用されることを原則とし、予算を流用する場合は止むを得ない事由による必要最低限の流用に留めるべきである。当該観点に立つならば、消耗品の在庫状況の適切な管理を通じて、使用量に応じた予算の積算及び計画的な予算執行が必要と考える。

5. 療育センター

(1) 施設別業務費を施設別に配分すべきもの

【概要】

事業団の決算書では、療育センターは1会計部門としているが、その療育センターの管理下にある施設は9か所あり、それぞれ事業別（施設別）に予算管理を行っている。

【問題点】

事業別（施設別）で管理している予算には、人件費や事務管理費が計上されていない。また、これに係る配分基準を決定する必要があるが、この配分基準が設定されていない。

【指摘】

予算・決算の目的を、決算書の作成に限定し、療育センター全体で見れば、人件費や事務管理費を各施設に配分しない方が簡便ではある。

しかし、合理的・効率的に施設を運営管理するためには、現在、療育センターで一括管理している人件費や事務管理費を各施設の事業業績に反映させることが必要であり、このことが市民に対する正確な情報提供にもつながるものである。

このため、人件費や事務管理費を各施設に配分すべき一定の基準を設定するとともに、これらの経費を各施設に適正に配分されたい。

(2) 切手、葉書の管理を適切に行うべきもの

【概要】

現金の実査と同時に貯蔵品（切手）の実査を行ったが、切手について受払簿と現物との間に表11のとおり差異が生じていた。なお、差異金額の合計では差異はない。

(表 11) 切手等の在庫状況 (平成 17 年 9 月 2 日)

種 類	受払簿	現物数量	金額	過不足
10 円切手	50 枚	52 枚	520 円	2 枚超過
80 円切手	330 枚	329 枚	26,320 円	1 枚不足
90 円切手	181 枚	183 枚	16,470 円	2 枚超過
120 円切手	273 枚	272 枚	32,640 円	1 枚不足
100 円葉書		100 枚	10,000 円	
50 円葉書		204 枚	10,200 円	
計			96,150 円	

【問題点】

使用者は、使用分を払出欄に記載し、差引で残高を記入しているが、実際どれだけ残高があるかの確認は行っていない。また、残高を事後的に実査等により確認する体制も今のところ採られていない。

【指 摘】

使用者は都度受払簿に記入しているとのことであるが、定期的に管理担当者が受払簿と現物を照合し、受払簿への照合印を押すべきである。また、葉書についても切手と同様に受払簿に記録すべきである。

(3) 小規模通所授産施設 (亥鼻福祉作業所及び鎌取福祉作業所) の入所希望者の入所を検討すべきもの

【概 要】

千葉市では、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、千葉市小規模通所授産施設設置管理条例により、居宅支援事業の一つとして、鎌取福祉作業所において身体障害者の施設「つばさの家」と知的障害者の施設「めぶきの家」、さらに亥鼻福祉作業所において身体障害者の施設「きぼうの家」と知的障害者の施設「わかばの家」を国の補助事業として運営しており、その管理運営を事業団に委託している。

(表 12) 福祉作業所の定員と利用者数

施設名		定員	利用者数 (平成 17 年 3 月)
鎌取福祉作業所	身体障害者 つばさの家	19 人	14 人
	知的障害者 めぶきの家	19 人	19 人
亥鼻福祉作業所	身体障害者 きぼうの家	19 人	16 人
	知的障害者 わかばの家	19 人	19 人
療育センター	知的障害者 いずみの家	50 人	46 人

【問題点】

福祉作業所の利用対象者は、15 歳からとなっている。現在の利用状況を見ると、身体障害者(児)の施設の利用率が低下しているが、千葉市の条例により、「つばさの家」・「きぼうの家」はその利用者が肢体不自由者(児)に限定されている。近年は肢体不自由者(児)以外の身体障害者(児)の利用希望者が増えている状況である。また、知的障害者(児)施設においても、利用希望者がいる状況にある。

【意見】

平成 21 年度に三障害(身体障害・知的障害・精神障害)の障害種別は撤廃の予定であるが、現在定員割れをきたしている身体障害者小規模通所授産施設は利用対象者が肢体不自由者(児)に限定されているので他の身体障害者(児)の利用希望者が利用できない状況となっている。他の身体障害者(児)が利用できるように千葉市と事業団で協議中であるとのことであるが、障害者(児)への支援目標を「個人のニーズを的確にとらえ、地域で生活していくためのスキルを身につけられるように支援を行う」としていることを鑑みれば、他の身体障害者(児)からの利用希望にもその支援が実現されるべきと考える。

6. 老人デイサービスセンター

【概要】

老人デイサービスセンターに係る自動車運転業務、運行管理及び介助業務並びに給食業務については、平成 16 年度は中央・美浜・花見川の各いきいきプラザの共同で指名競争入札を行った。

入札手続は千葉市と同様に行われ、指名手続は以下のようになっている。

指名業者の選考については、経理規程第 61 条により、原則として「千葉市物品等入札参加者名簿」登録業者より、過去の契約実績、従業員数、経営状況等（市契約課に確認）を加味する。

指名業者数

契約予定額	100 万円以上	～	500 万円未満	…	3 社以上
”	500 万円以上	～	1 千万円未満	…	5 社以上
”	1 千万円以上	～	5 千万円未満	…	7 社以上
”	5 千万円以上	～	1 億円未満	…	10 社以上
”	1 億円以上			…	12 社以上

この業務委託について、平成 15 年度までは単年度ごとの入札であったが、平成 16 年度の入札時に、平成 17 年度及び平成 18 年度は平成 16 年度の落札者と随意契約とする方針とした。

(1) 随意契約を 3 年間継続する方針の理由を明確に記載すべきもの

【問題点】

平成 16 年度の支出負担行為伺書には落札者と今後 3 年間は随意契約により契約を継続する方針の理由の記載がなく、また、平成 17 年度の支出負担行為伺書では、随意契約の理由として平成 16 年度本業務受託業者であり、契約状況も良好であるためとだけ記載しており、平成 18 年度まで同一業者と契約を継続する方針をとる理由の記載がいずれにもない。

【指摘】

入札の後、一定期間随意契約を行う方針がある場合は、入札時点でその理由について明らかにしておくべきである。

なお、事業団の運営する大宮学園では、給食業務委託に関し、同様の方針で平成 16 年度

に指名競争入札を実施する際、施設の特性により知識集積に時間を要し、事業の安定性・継続性の観点から今後 3 年間随意契約とする方針である旨を理由として明記した書面を作成しており、参考にすべきものである。

(2) 予定価格の積算を行うべきもの

【概要】

老人デイサービスセンターに係る自動車運転業務、運行管理及び介助業務は、3 か所の老人デイサービスセンター利用者の送迎用の自動車各 4 台、計 12 台の運行委託であり、4 社の入札状況は表 13 のようになっており、平成 15 年度、16 年度とも D 社が落札している。

(表 13) 入札状況

(単位：円)

入札業者	平成 15 年度	平成 16 年度	増加率	予定価格に対する比率
予定価格	30,778,286	35,485,120	15.3%	-
D 社	30,772,800	35,272,800	14.6%	94.7%
E 社	31,320,000	38,500,000	22.9%	103.3%
F 社	32,040,000	39,650,000	23.8%	106.4%
G 社	32,400,000	37,230,000	14.9%	99.9%

【問題点】

仕様書を平成 15 年度と平成 16 年度で比較してみると、平成 16 年度は、4 月について月曜日の運行及び 1 日 1 時間の運行時間の増加により、予定価格は 15%アップしている。

しかし、本来予定価格は仕様書により積算して作成するものであるが、この積算書が作成されていない。

【指摘】

運行に使用する車両は千葉市が用意したものであり、委託料の主なものは運転手の人件費であり積算が困難なものではないはずである。

必要なデータを入手し積算を行うべきである。

7. 中央いきいきプラザ

(1) 預り金で管理される給食費について残高の内容を明確にすべきもの

【概要】

平成 16 年度末の補助元帳によれば、生きがい活動支援通所事業に係る給食費の本人負担分 105,696 円が預り金として計上されている。

【問題点】

補助元帳における記帳内容だけでは、預り金の残高について、いつ入金されたものか、どの利用者のものか、対象となる給食を提供した日がいつか、また、入金のない利用者及び金額がどの程度あるのかを把握することが難しく、預り金残高の管理(いわゆる消し込み管理)ができていない状況である。

【指摘】

預り金を管理する帳簿を設け、利用者ごとの入金状況と預り金残高の関係を明確にすべきである。

8. 若葉いきいきプラザ

(1) 出張日当について見直すべきもの

【概要】

若葉いきいきプラザは、生きがい活動支援通所事業を行う若葉区内に所在する老人福祉センターである。

若葉いきいきプラザは、近隣に所在する同様の事業を行う大宮いきいきセンターを所管している。

【問題点】

大宮いきいきセンターの担当者は、平成 17 年 9 月まで、若葉いきいきプラザからほぼ毎日大宮いきいきセンターへの出張命令を受け、したがってほぼ毎日日当 350 円が支給されている。両施設間の距離は往復 8 km にすぎず、規程上日当が支給される距離以上ではあるものの、自動車ですぐに通勤できる主たる勤務地まで、ほぼ毎日日当を支給する必要性はないと考えられる。

なお、大宮いきいきセンターの担当者は、平成 17 年 10 月 1 日より、同センターを主たる勤務地として扱い、出張日当の支給をしない方法に変更した旨の説明を受けている。

【指 摘】

事業団の規程は千葉市の規程に準拠しているが、そもそも、8 km程度の移動にも支給されるようなかかる出張日当制度自体、道路整備の進んだ現代の状況を反映して見直すべきである。なお、千葉市は平成 18 年度から規程が廃止となる予定である。

9 . ことぶき大学校

(1) 事業の効果について把握すべきもの

【概 要】

ことぶき大学校は、平成 12 年 4 月に開校し、高齢者が社会環境への適応力を養うために必要な知識や技能を習得し、仲間作りや社会活動への積極的な参加を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるように学習と活動の場を提供するために設置された。

ことぶき大学校の修業年限は 2 年であり、各学年とも福祉健康学科 46 人、美術学科 30 人及び陶芸学科 24 人の 3 学科、定員計 200 人である。専門講座のほか、1 学年時は教養講座も受講する。

ことぶき大学校の特色として、習得した知識や技能を出来るだけ社会（地域）に還元できるようにボランティア意識の醸成を図ることを目指している。

【問題点】

千葉市に財源を依存しているという公益性の観点から、その事業の必要性及び効果を正確に把握する必要がある。しかし、ことぶき大学校については卒業生等に関して実態調査を過去平成 14 年 11 月の一度しか実施しておらず、どの程度設置の効果が出ているのか分析・把握する必要がある。

【意 見】

実態把握のための卒業生対象のアンケート等の実施回数を増やし、ことぶき大学校卒業生がどの程度地域へ還元する活動をしているのか把握することが望ましい。この結果をふまえて改善すべき事項を精査し、効果的な学校運営を図るための具体的な検討を加えるべきである。

10. 千葉市

(1) 千葉市が業務委託料の支払を適切に行うべきもの

【概要】

千葉市と事業団の業務委託契約の契約書において、ことぶき大学校関連の内訳は、大学校本体事業と、多世代交流事業からなり、他の業務委託契約とともに、分割支払となっている。

契約書による委託料の支払予定額と実際の委託料の支払額(事業団の預金通帳で確認)は表14のとおりとなっている。

(表14) 委託料の契約書内訳明細書と実際支払額の差異の内容 (単位: 千円)

支払時期	ことぶき大学校			多世代交流事業		
	契約書	支払額	差額	契約書	支払額	差額
第1回(平成16年4月)	9,484	9,484	0			
第2回(平成16年5月)	11,316	11,316	0			
第3回(平成16年7月)	13,896	14,769	873	873	873	0
第4回(平成16年10月)	19,177	18,304	873			
第5回(平成17年1月)	16,136	16,136	0			
計	70,009	70,009	0	873	873	0

【問題点】

千葉市は、第3回目で多世代交流事業の金額873,000円を重複して支払っており、第4回目で支払を同額減額している。

【指摘】

これは、千葉市における委託料の分割払いの金額の誤処理である。年度の総額で一致しているとはいえ、出納業務に関するものであり、厳格に行われたい。

第4．トータルコストについて

【意見】

現在、桜木園、和陽園、療育センター等の施設は、保健福祉局所管のもとで、千葉市の全額出資法人である事業団が管理運営を行っている。

千葉市では、各施設の管理運営を委託するための費用を委託料として事業団に支出し、大規模修繕等が生じた場合は千葉市自らが負担し、支出することになっている。ただし、通常の修繕は委託料に算入されている。また、器具備品で固定資産に計上されるものは、千葉市の委託料の一部を構成し、事業団では施設整備等委託料収入として計上される。

本来トータルコスト計算は、事業団の管理施設に係るすべての収入と費用を事業年度ごとに集計し、その真の業績と千葉市の税負担額を計算するものである。すべての施設を千葉市が所有しているため、事業団の事業活動収支計算書に施設の減価償却費、大規模修繕費、公債利子を加えて判断する必要があるが、今回は社会福祉事業の運営に重点をおき、施設関係コストは除外して作表している。

この前提で、平成14年度から平成16年度までの3か年の推移を追ってみている。

基本的に社会福祉活動に伴う本来の収入の帰属は千葉市にあり、事業団は千葉市からの委託を受けて施設の管理運営に専念する形のため、表15のようなトータルコスト計算表となる。

3か年のトータルコストとしての収支の概要を分析すると、収入については利用状況が各施設とも安定的であり各年度とも8億円台で徐々に上向きであるが、支出の施設運営費は各年度とも30億円台である。その結果、千葉市の税負担額は毎年21～22億円となっている。実際はこれに施設関係コストが上乘せとなる。

このため、本来のトータルコスト計算である施設関係コストを考慮したうえでの千葉市の税負担額はかなり大きなものになると考えられる。

(表15) 事業団の管理施設のトータルコスト計算表

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		822,209	27%	863,728	28%	888,125	29%
千葉市 計		822,209	27%	863,728	28%	888,125	29%
事業団							
経常経費委託料収入		3,033,215	99%	2,985,215	98%	3,047,291	98%
退職給与積立委託料収入		0	0%	21,302	1%	11,012	0%
その他収入		5,702	0%	6,206	0%	7,504	0%
事業団 計		3,038,918	99%	3,012,723	99%	3,065,807	99%
控除 委託料		-3,033,215	-99%	-3,006,517	-99%	-3,058,303	-99%
収 益 計 + +	(A)	827,912	27%	869,934	29%	895,629	29%
施設運営費							
千葉市							
委託料		3,033,215	99%	3,006,517	99%	3,058,303	99%
千葉市 計		3,033,215	99%	3,006,517	99%	3,058,303	99%
事業団							
人件費支出		2,077,410	68%	1,993,753	66%	2,030,425	66%
事務費支出		662,783	22%	706,374	23%	725,125	23%
事業費支出		298,595	10%	288,536	9%	297,489	10%
減価償却費		34,716	1%	31,649	1%	34,506	1%
退職給与引当金繰入		0	0%	21,302	1%	11,018	0%
事業団 計		3,073,505	100%	3,041,615	100%	3,098,564	100%
控除 委託料		-3,033,215	-99%	-3,006,517	-99%	-3,058,303	-99%
施設運営費計	(1)	3,073,505	100%	3,041,615	100%	3,098,564	100%
+ +							
トータルコスト(1)	(B)	3,073,505	100%	3,041,615	100%	3,098,564	100%
税負担額 (B)-(A)		2,245,593	95%	2,171,681	71%	2,202,935	71%

(注) 事業団及び千葉市の資料より作成

また、経理区分別に3か年の税負担額を比較すると、表16のような表になる。

(表16) 経理区分別3か年税負担額比較表

経理区分	区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
事業団事務局	税負担額	274,556千円	190,827千円	193,834千円
桜木園	税負担額	211,622千円	234,283千円	254,969千円
	利用者数	39人	39人	39人
	1人当たり税負担額	5,426千円	6,007千円	6,538千円
和陽園 養護老人ホーム	税負担額	142,280千円	132,472千円	125,182千円
	利用者数	74人	80人	80人
	1人当たり税負担額	1,923千円	1,656千円	1,565千円
和陽園 特別養護老人ホーム	税負担額	11,601千円	6,111千円	1,849千円
	利用者数	50人	50人	50人
	1人当たり税負担額	232千円	122千円	37千円
療育センター	税負担額	878,317千円	819,649千円	863,724千円
	利用者数	-	-	-
	1人当たり税負担額	-	-	-
障害者福祉センター	税負担額	76,801千円	63,855千円	71,011千円
	利用者数	-	-	-
	1人当たり税負担額	-	-	-
中央いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	70,929千円	70,400千円	71,601千円
	利用者数	63,091人	72,170人	83,242人
	1人当たり税負担額	1千円	1千円	1千円
中央いきいきプラザ 老人デイサービス センター	税負担額	-10,078千円	-17,604千円	-10,560千円
	利用者数	6,472人	8,144人	7,961人
	1人当たり税負担額	-2千円	-2千円	-1千円
花見川いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	84,919千円	87,465千円	85,691千円
	利用者数	80,150人	103,216人	105,817人
	1人当たり税負担額	1千円	1千円	1千円
花見川いきいきプラザ 老人デイサービス センター	税負担額	-1,556千円	-15,092千円	-21,137千円
	利用者数	6,435人	7,827人	8,583人
	1人当たり税負担額	0千円	-2千円	-2千円
稲毛いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	68,631千円	67,396千円	73,284千円
	利用者数	60,974人	84,200人	87,163人
	1人当たり税負担額	1千円	1千円	1千円
若葉いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	107,840千円	101,852千円	99,209千円
	利用者数	77,170人	95,603人	103,237人
	1人当たり税負担額	1千円	1千円	1千円
緑いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	-	83,871千円	83,693千円
	利用者数	-	55,699人	58,121人
	1人当たり税負担額	-	2千円	1千円
美浜いきいきプラザ 老人福祉センター	税負担額	77,893千円	78,460千円	75,477千円
	利用者数	80,808人	98,485人	99,692人
	1人当たり税負担額	1千円	1千円	1千円
美浜いきいきプラザ 老人デイサービス センター	税負担額	-12,720	-8,924	-9,827
	利用者数	6,795人	7,846人	8,727人
	1人当たり税負担額	-2千円	-1千円	-1千円
ことぶき大学校	税負担額	55,153	65,735	55,435
	利用者数	97人	197人	192人
	1人当たり税負担額	569千円	334千円	289千円
ハーモニープラザ管理	税負担額	209,403千円	210,922千円	189,499千円
	利用者数	-	-	-
	1人当たり税負担額	-	-	-
合計	税負担額	2,245,593千円	2,171,681千円	2,202,935千円

(注1) 事業団の決算書及び千葉市の資料より作成

(注2) 桜木園及び和陽園の利用者には短期入所者は含んでいない。また、いきいきプラザ(老人福祉センター)の利用者には生きがい活動支援通所事業の利用者は含んでいない。

表15及び表16から分かるように事業団事務局のコストは各施設を運営するための管理費であり、千葉市以外からの収入がないため、委託料のすべてが千葉市の税負担となる。平成14年度が他年度と比較して著しく多いのは退職金の支払138,727千円があるためである。

税負担額が少額か必要のない経理区分は、和陽園特別養護老人ホームと中央、花見川及び美浜の各いきいきプラザ老人デイサービスセンターという介護保険制度の適用があるもののみとなっている。

利用者1人当たり税負担額は、重症心身障害児施設の桜木園の6,538千円と最も大きく、3年間の推移をみると、毎年500千円ずつ増加している。次いで、和陽園養護老人ホームが1,565千円で、こちらは毎年逡減してきている。

療育センターについては、取り扱い事業が多岐にわたり利用者数で1人当たり税負担額を算出することが有効でないため、税負担額の推移のみをみることにする。3期間でみると8億円台で50,000千円の範囲内での増減となっているが、内容的には平成16年度での業務委託費の24,000千円の増加が目立っている。これは給食業務等の増加によるものと考えられる。

障害者福祉センターも療育センターと同様な理由から税負担額の推移のみとした。

各区に存在する老人福祉センター、老人デイサービスセンターについては、日々の施設利用者数の累計で1人当たり税負担額を算出している。これによって、おおまかに言うと、老人福祉センターは1人当たり1日参加で1,000円程度の税負担、老人デイサービスセンターは1人当たり1日参加で1,000円程度の税負担の軽減、実質の収支でプラス1,000円程度となることを意味する。

ことばき大学校については、定員制の施設であり、平成16年度では年間在籍者数192人となっている。1人当たりの税負担額は289千円で、受講生も学費の一部を負担しているものの、千葉市の税負担額が大きくなっている。

ハーモニープラザ管理は千葉市からの施設管理委託のため、千葉市以外からの収入はなく、全額、千葉市の税負担となる。

以上のことから、各施設経理区分の税負担額は、各施設を運営するための管理費である事業団事務局とハーモニープラザ管理のうち、事業団負担分を加えたもので判断する必要がある。各施設経理区分への配分基準を何にするかにもよるが、上記比較表の各税負担額は10%~20%の増加となると推測される。

事業団と千葉市は各施設の現場における管理運営の苦勞を理解すると同時に常に現場を改

革していく意識も必要とされる。特に、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革が進行するなか、地方自治体のすべての事業活動に対して地方の実情にあった効率的な事業への変化を期待、要求されている。

このような背景のもと、千葉市の税負担の大きさを考慮しながら、事業団と千葉市は連携して各施設の利用状況の変化、その効率性、有効性等 3E 的観点を加味しながら、毎年各施設の見直しを実施し、千葉市民にとってより利用しやすく、満足が得られる施設に、より合理化された組織で対応できるように検討されたい。

第5．指定管理者制度の導入と今後の事業団の運営と管理について

【意見】

指定管理者制度は、公の施設の管理について従来の管理委託制度（地方公共団体の出資法人等に限定し、管理権限は自治体にある。）から指定管理者制度（管理者の対象に制約がなく、管理権限は指定管理者にある。）に移行することによって、指定管理者の対象に一般の株式会社等の民間事業者も入れ自由に競争できる環境下におけるサービスの向上と経費削減を目的としている。

「官から民へ」の構造改革の下、民間でできることは民間にまかせて合理化を図り、官でなければできないものに限定して簡素で効率的な地方公共団体を実現することが現在の目標とされている。指定管理者制度もこの流れの一環と位置づけられる。

この顕著な動きが、千葉市出資の第三セクター「株千葉マリスタジアム」が管理運営してきた千葉市所有の「千葉マリスタジアム」を平成18年度からロッテ球団である「千葉ロッテマリーンズ」が指定管理者として運営することに決定した動きに見て取ることができる。

ロッテ球団にとっては、指定管理者となることで球場の入場料や売店・広告の売り上げを大きく増加させることが直接興行収入増加の確保となるメリットがある。また千葉市としてはロッテ球団という民間事業者によって公の施設としての球場の管理運営でのサービスの向上と経費の削減の期待ができる。

しかし、現在、事業団が管理運営している施設についての適用を考えると、そう単純なものではないと考えられる。事業団は、社会福祉法人として、重症心身障害児施設の桜木園や養護老人ホーム・特別養護老人ホームの和陽園、知的障害児、運動障害児等の療育センター等幅広い福祉事業の施設の管理運営を行っているが、指定管理者制度導入といっても、施設のなかには民への移行で合理化の期待が困難な事業もある。

このため、事業団の主要な施設の桜木園と療育センターの療育相談所、大宮学園等の相当な部分が非公募となっている。民間事業者との競争が可能な和陽園や各区に存在するいきいきプラザ等、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンターといった業種的に一般の社会福祉法人や株式会社等による運営実績のあるものに限定して公募されている。ただし、今後公募対象は拡大されるものとする。

千葉市として、公募か非公募は別として平成18年9月までに直営を除く公の施設すべての指定管理者を決めることが要請されている。

他の都道府県、政令指定都市を含めた多くの地方自治体で指定管理者の選定作業が実施されている現状がある。積極的に活用することが望まれるが、市としての広い長期的視野に立った

千葉市の外郭団体の再編計画に基づく展開の一環として実施する必要がある。

このような状況において千葉市の社会福祉事業の施設管理運営の中核たる事業団をみると、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された指定管理者制度の本質を活かしながら、事業団は、市民サービスの向上とコスト削減という本来的には調和しにくい事柄の達成に一層の努力をする必要がある。

また、千葉市としては、指定管理者制度の趣旨を考えると、公募が原則とされるが、社会福祉事業の本質を考慮しながら、社会福祉事業の施設ごとに公募の有効性を慎重に吟味する必要があるものとする。

<参考資料> 事業団決算書及び千葉市の資料より作成

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表

No.1 桜木園

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
	千葉市収入	245,875	54%	242,036	51%	241,956	49%
	千葉市 計	245,875	54%	242,036	51%	241,956	49%
事業団							
	経常経費委託料収入	454,631	99%	474,554	100%	495,073	100%
	退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
	その他収入	332	0%	299	0%	252	0%
	事業団 計	454,963	99%	474,854	100%	495,325	100%
	控除 委託費	-454,631	-99%	-474,554	-100%	-495,073	-100%
	収入計 + + (A)	246,207	54%	242,336	51%	242,208	49%
施設運営費							
千葉市							
	委託料	454,631	99%	474,554	100%	495,073	100%
	千葉市 計	454,631	99%	474,554	100%	495,073	100%
事業団							
	人件費支出	363,819	79%	375,515	79%	378,437	76%
	事務費支出	49,437	11%	56,704	12%	63,968	13%
	事業費支出	41,606	9%	42,449	9%	52,710	11%
	減価償却費	2,965	1%	1,949	0%	2,061	0%
	退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
	事業団 計	457,829	100%	476,619	100%	497,177	100%
	控除 委託費	-454,631	-99%	-474,554	-100%	-495,073	-100%
	施設運営費計 + + (1)	457,829	100%	476,619	100%	497,177	100%
	トータルコスト (1) (B)	457,829	100%	476,619	100%	497,177	100%
	税負担額 (B)-(A)	211,622	46%	234,283	49%	254,969	51%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	211,622 千円	234,283 千円	254,969 千円
利用者数	39 人	39 人	39 人
1名当たりの税負担額	5,426 千円	6,007 千円	6,538 千円

(注) 利用者数は3月初日現在の在在所者数を使用しており、短期入所者数は含めていない。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表

No.2 和陽園養護老人ホーム

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		85,361	37%	90,878	41%	98,995	44%
千葉市 計		85,361	37%	90,878	41%	98,995	44%
事業団							
経常経費委託料収入		225,395	99%	221,597	99%	221,417	99%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		181	0%	214	0%	214	0%
事業団 計		225,577	99%	221,811	99%	221,632	99%
控除 委託費		-225,395	-99%	-221,597	-99%	-221,417	-99%
収入計 + +	(A)	85,543	38%	91,092	41%	99,210	44%
施設運営費							
千葉市							
委託料		225,395	99%	221,597	99%	221,417	99%
千葉市 計		225,395	99%	221,597	99%	221,417	99%
事業団							
人件費支出		135,916	60%	127,901	57%	128,577	57%
事務費支出		41,328	18%	44,380	20%	43,226	19%
事業費支出		48,290	21%	49,347	22%	49,674	22%
減価償却費		2,287	1%	1,934	1%	2,914	1%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		227,823	100%	223,564	100%	224,392	100%
控除 委託費		-225,395	-99%	-221,597	-99%	-221,417	-99%
施設運営費計 + +	(1)	227,823	100%	223,564	100%	224,392	100%
トータルコスト (1)	(B)	227,823	100%	223,564	100%	224,392	100%
税負担額 (B)-(A)		142,280	62%	132,472	59%	125,182	56%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	142,280 千円	132,472 千円	125,182 千円
利用者数	74 人	80 人	80 人
1名当たりの税負担額	1,923 千円	1,656 千円	1,565 千円

(注) 利用者数は3月初日現在の在在所者数を使用しており、短期入所者数は含めていない。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.3 和陽園特別養護老人ホーム

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		212,234	94%	206,694	96%	208,316	98%
千葉市 計		212,234	94%	206,694	96%	208,316	98%
事業団							
経常経費委託料収入		220,010	97%	211,358	98%	207,716	98%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		2,061	1%	1,985	1%	1,749	1%
事業団 計		222,071	98%	213,343	99%	209,465	99%
控除 委託費		-220,010	-97%	-211,358	-98%	-207,716	-98%
収入計 + +	(A)	214,295	95%	208,679	97%	210,065	99%
施設運営費							
千葉市							
委託料		220,010	97%	211,358	98%	207,716	98%
千葉市 計		220,010	97%	211,358	98%	207,716	98%
事業団							
人件費支出		153,488	68%	144,733	67%	140,898	66%
事務費支出		33,896	15%	31,967	15%	32,479	15%
事業費支出		34,687	15%	35,296	16%	35,583	17%
減価償却費		3,823	2%	2,793	1%	2,951	1%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		225,896	100%	214,790	100%	211,914	100%
控除 委託費		-220,010	-97%	-211,358	-98%	-207,716	-98%
施設運営費計 + +	(1)	225,896	100%	214,790	100%	211,914	100%
トータルコスト (1)	(B)	225,896	100%	214,790	100%	211,914	100%
税負担額 (B)-(A)		11,601	5%	6,111	3%	1,849	1%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	11,601 千円	6,111 千円	1,849 千円
利用者数	50 人	50 人	49.8 人
1名当たりの税負担額	232 千円	122 千円	37 千円

(注) 利用者数は3月の平均在所者数を使用しており、短期入所者数は含めていない。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表

No.4 療育センター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入						
千葉市						
千葉市収入	84,094	9%	83,330	9%	83,025	9%
千葉市 計	84,094	9%	83,330	9%	83,025	9%
事業団						
経常経費委託料収入	949,607	98%	893,201	99%	935,880	99%
退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
その他収入	1,873	0%	1,866	0%	2,942	0%
事業団 計	951,480	99%	895,068	99%	938,822	99%
控除 委託費	-949,607	-98%	-893,201	-99%	-935,880	-99%
収入計 + + (A)	85,967	9%	85,197	9%	85,967	9%
施設運営費						
千葉市						
委託料	949,607	98%	893,201	99%	935,880	99%
千葉市 計	949,607	98%	893,201	99%	935,880	99%
事業団						
人件費支出	757,608	79%	729,025	81%	728,611	77%
事務費支出	108,340	11%	105,159	12%	139,848	15%
事業費支出	85,533	9%	59,264	7%	68,960	7%
減価償却費	12,802	1%	11,397	1%	12,271	1%
退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計	964,284	100%	904,846	100%	949,691	100%
控除 委託費	-949,607	-98%	-893,201	-99%	-935,880	-99%
施設運営費計 + + (1)	964,284	100%	904,846	100%	949,691	100%
トータルコスト (1) (B)	964,284	100%	904,846	100%	949,691	100%
税負担額 (B)-(A)	878,317	91%	819,649	91%	863,724	91%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	878,317 千円	819,649 千円	863,724 千円
利用者数	- 人	- 人	- 人
1名当たりの税負担額	- 千円	- 千円	- 千円

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.5 障害者福祉センター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		0	0%	0	0%	0	0%
千葉市 計		0	0%	0	0%	0	0%
事業団							
経常経費委託料収入		74,440	97%	61,092	96%	68,177	96%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		37	0%	48	0%	55	0%
事業団 計		74,477	97%	61,141	96%	68,233	96%
控除 委託費		-74,440	-97%	-61,092	-96%	-68,177	-96%
収入計 + +	(A)	37	0%	49	0%	56	0%
施設運営費							
千葉市							
委託料		74,440	97%	61,092	96%	68,177	96%
千葉市 計		74,440	97%	61,092	96%	68,177	96%
事業団							
人件費支出		56,302	73%	44,051	69%	53,862	76%
事務費支出		6,099	8%	7,332	11%	5,398	8%
事業費支出		12,076	16%	9,720	15%	8,916	13%
減価償却費		2,360	3%	2,799	4%	2,889	4%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		76,838	100%	63,904	100%	71,067	100%
控除 委託費		-74,440	-97%	-61,092	-96%	-68,177	-96%
施設運営費計 + +	(1)	76,838	100%	63,904	100%	71,067	100%
トータルコスト (1)	(B)	76,838	100%	63,904	100%	71,067	100%
税負担額 (B)-(A)		76,801	100%	63,855	100%	71,011	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	76,801 千円	63,855 千円	71,011 千円
利用者数	- 人	- 人	- 人
1名当たりの税負担額	- 千円	- 千円	- 千円

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.6 中央いきいきプラザ老人福祉センター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入						
千葉市						
千葉市収入	4	0%	4	0%	8	0%
千葉市 計	4	0%	4	0%	8	0%
事業団						
経常経費委託料収入	69,926	99%	69,472	99%	70,915	99%
退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
その他収入	11	0%	16	0%	76	0%
事業団 計	69,938	99%	69,488	99%	70,991	99%
控除 委託費	-69,926	-99%	-69,472	-99%	-70,915	-99%
収入計 + + (A)	16	0%	20	0%	84	0%
施設運営費						
千葉市						
委託料	69,926	99%	69,472	99%	70,915	99%
千葉市 計	69,926	99%	69,472	99%	70,915	99%
事業団						
人件費支出	40,436	57%	40,439	57%	44,432	62%
事務費支出	21,694	31%	21,746	31%	20,685	29%
事業費支出	7,806	11%	7,286	10%	5,839	8%
減価償却費	1,006	1%	948	1%	729	1%
退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計	70,945	100%	70,420	100%	71,685	100%
控除 委託費	-69,926	-99%	-69,472	-99%	-70,915	-99%
施設運営費計 + + (1)	70,945	100%	70,420	100%	71,685	100%
トータルコスト (1) (B)	70,945	100%	70,420	100%	71,685	100%
税負担額 (B)-(A)	70,929	100%	70,400	100%	71,601	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	70,929 千円	70,400 千円	71,601 千円
利用者数	63,091 人	72,170 人	83,242 人
1名当たりの税負担額	1 千円	1 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。
利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.7 中央いきいきプラザデイサービスセンター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		62,692	119%	78,244	129%	76,823	115%
千葉市 計		62,692	119%	78,244	129%	76,823	115%
事業団							
経常経費委託料収入		52,142	99%	60,247	99%	65,476	98%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		189	0%	229	0%	370	1%
事業団 計		52,331	99%	60,476	99%	65,846	99%
控除 委託費		-52,142	-99%	-60,247	-99%	-65,476	-98%
収入計 + +	(A)	62,881	119%	78,473	129%	77,193	116%
施設運営費							
千葉市							
委託料		52,142	99%	60,247	99%	65,476	98%
千葉市 計		52,142	99%	60,247	99%	65,476	98%
事業団							
人件費支出		26,204	50%	30,290	50%	33,677	51%
事務費支出		22,320	42%	25,701	42%	27,373	41%
事業費支出		3,806	7%	4,326	7%	4,649	7%
減価償却費		471	1%	550	1%	931	1%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		52,803	100%	60,869	100%	66,633	100%
控除 委託費		-52,142	-99%	-60,247	-99%	-65,476	-98%
施設運営費計 + +	(1)	52,803	100%	60,869	100%	66,633	100%
トータルコスト (1)	(B)	52,803	100%	60,869	100%	66,633	100%
税負担額 (B)-(A)		-10,078	-19%	-17,604	-29%	-10,560	-16%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	-10,078 千円	-17,604 千円	-10,560 千円
利用者数	6,472 人	8,144 人	7,961 人
1名当たりの税負担額	-2 千円	-2 千円	-1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

機能訓練は利用者全員に実施のため、利用延人数は機能訓練の合計値を使用している。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
 NO.8 花見川いきいきプラザ老人福祉センター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		49	0%	75	0%	92	0%
千葉市 計		49	0%	75	0%	92	0%
事業団							
経常経費委託料収入		83,369	98%	85,866	98%	83,992	98%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		6	0%	80	0%	63	0%
事業団 計		83,376	98%	85,947	98%	84,055	98%
控除 委託費		-83,369	-98%	-85,866	-98%	-83,992	-98%
収入計 + +	(A)	56	0%	156	0%	155	0%
施設運営費							
千葉市							
委託料		83,369	98%	85,866	98%	83,992	98%
千葉市 計		83,369	98%	85,866	98%	83,992	98%
事業団							
人件費支出		61,250	72%	64,650	74%	65,533	76%
事務費支出		10,705	13%	10,566	12%	9,652	11%
事業費支出		11,419	13%	10,682	12%	8,806	10%
減価償却費		1,599	2%	1,722	2%	1,853	2%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		84,975	100%	87,621	100%	85,846	100%
控除 委託費		-83,369	-98%	-85,866	-98%	-83,992	-98%
施設運営費計 + +	(1)	84,975	100%	87,621	100%	85,846	100%
トータルコスト (1)	(B)	84,975	100%	87,621	100%	85,846	100%
税負担額 (B)-(A)		84,919	100%	87,465	100%	85,691	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	84,919 千円	87,465 千円	85,691 千円
利用者数	80,150 人	103,216 人	105,817 人
1名当たりの税負担額	1 千円	1 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

花見川いきいきセンターの利用者数を花見川いきいきプラザ老人福祉センターの利用者に含めている。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.9 花見川いきいきプラザデイサービスセンター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		55,474	102%	75,929	124%	85,581	132%
千葉市 計		55,474	102%	75,929	124%	85,581	132%
事業団							
経常経費委託料収入		53,835	99%	60,983	99%	64,278	99%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		410	1%	514	1%	245	0%
事業団 計		54,246	100%	61,497	100%	64,523	100%
控除 委託費		-53,835	-99%	-60,983	-99%	-64,278	-99%
収入計 + +	(A)	55,885	103%	76,443	125%	85,826	133%
施設運営費							
千葉市							
委託料		53,835	99%	60,983	99%	64,278	99%
千葉市 計		53,835	99%	60,983	99%	64,278	99%
事業団							
人件費支出		30,929	57%	34,788	57%	34,178	53%
事務費支出		19,445	36%	22,143	36%	25,602	40%
事業費支出		3,871	7%	4,216	7%	4,601	7%
減価償却費		83	0%	203	0%	306	0%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		54,329	100%	61,351	100%	64,689	100%
控除 委託費		-53,835	-99%	-60,983	-99%	-64,278	-99%
施設運営費計 + +	(1)	54,329	100%	61,351	100%	64,689	100%
トータルコスト (1)	(B)	54,329	100%	61,351	100%	64,689	100%
税負担額 (B)-(A)		-1,556	-3%	-15,092	-25%	-21,137	-33%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	-1,556 千円	-15,092 千円	-21,137 千円
利用者数	6,435 人	7,827 人	8,583 人
1名当たりの税負担額	-0 千円	-2 千円	-2 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.10 稲毛いきいきプラザ

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
	千葉市収入	73	0%	105	0%	96	0%
	千葉市 計	73	0%	105	0%	96	0%
事業団							
	経常経費委託料収入	67,747	99%	66,731	99%	72,559	99%
	退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
	その他収入	13	0%	19	0%	49	0%
	事業団 計	67,760	99%	66,751	99%	72,609	99%
	控除 委託費	-67,747	-99%	-66,731	-99%	-72,559	-99%
	収入計 + + (A)	86	0%	125	0%	146	0%
施設運営費							
千葉市							
	委託料	67,747	99%	66,731	99%	72,559	99%
	千葉市 計	67,747	99%	66,731	99%	72,559	99%
事業団							
	人件費支出	40,131	58%	37,297	55%	44,879	61%
	事務費支出	20,228	29%	22,079	33%	22,273	30%
	事業費支出	7,401	11%	7,354	11%	5,420	7%
	減価償却費	956	1%	790	1%	856	1%
	退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
	事業団 計	68,717	100%	67,521	100%	73,430	100%
	控除 委託費	-67,747	-99%	-66,731	-99%	-72,559	-99%
	施設運営費計 + + (1)	68,717	100%	67,521	100%	73,430	100%
	トータルコスト (1) (B)	68,717	100%	67,521	100%	73,430	100%
	税負担額 (B)-(A)	68,631	100%	67,396	100%	73,284	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	68,631 千円	67,396 千円	73,284 千円
利用者数	60,974 人	84,200 人	87,163 人
1名当たりの税負担額	1 千円	1 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表

No.11 若葉いきいきプラザ

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入						
千葉市						
千葉市収入	118	0%	127	0%	168	0%
千葉市 計	118	0%	127	0%	168	0%
事業団						
経常経費委託料収入	106,897	99%	100,463	98%	97,692	98%
退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
その他収入	15	0%	19	0%	112	0%
事業団 計	106,912	99%	100,483	99%	97,805	98%
控除 委託費	-106,897	-99%	-100,463	-98%	-97,692	-98%
収入計 + + (A)	133	0%	147	0%	281	0%
施設運営費						
千葉市						
委託料	106,897	99%	100,463	98%	97,692	98%
千葉市 計	106,897	99%	100,463	98%	97,692	98%
事業団						
人件費支出	57,772	54%	53,780	53%	55,703	56%
事務費支出	36,035	33%	34,833	34%	32,428	33%
事業費支出	13,104	12%	11,849	12%	9,576	10%
減価償却費	1,060	1%	1,535	2%	1,782	2%
退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計	107,973	100%	101,999	100%	99,490	100%
控除 委託費	-106,897	-99%	-100,463	-98%	-97,692	-98%
施設運営費計 + + (1)	107,973	100%	101,999	100%	99,490	100%
トータルコスト (1) (B)	107,973	100%	101,999	100%	99,490	100%
税負担額 (B)-(A)	107,840	100%	101,852	100%	99,209	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	107,840 千円	101,852 千円	99,209 千円
利用者数	77,170 人	95,603 人	103,237 人
1名当たりの税負担額	1 千円	1 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

大宮いきいきセンターの利用者数を若葉いきいきプラザの利用者数に含めている。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表

No.12 緑いきいきプラザ

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		0	0%	85	0%	113	0%
千葉市 計		0	0%	85	0%	113	0%
事業団							
経常経費委託料収入		0	0%	83,796	100%	83,616	100%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		0	0%	23	0%	41	0%
事業団 計		0	0%	83,820	100%	83,658	100%
控除 委託費		0	0%	-83,796	-100%	-83,616	-100%
収入計 + + (A)		0	0%	109	0%	155	0%
施設運営費							
千葉市							
委託料		0	0%	83,796	100%	83,616	100%
千葉市 計		0	0%	83,796	100%	83,616	100%
事業団							
人件費支出		0	0%	46,143	55%	46,303	55%
事務費支出		0	0%	28,096	33%	29,658	35%
事業費支出		0	0%	9,557	11%	7,679	9%
減価償却費		0	0%	183	0%	206	0%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		0	0%	83,980	100%	83,848	100%
控除 委託費		0	0%	-83,796	-100%	-83,616	-100%
施設運営費計 + + (1)		0	0%	83,980	100%	83,848	100%
トータルコスト (1) (B)		0	0%	83,980	100%	83,848	100%
税負担額 (B)-(A)		0	0%	83,871	100%	83,693	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	0 千円	83,871 千円	83,693 千円
利用者数	- 人	55,699 人	58,121 人
1名当たりの税負担額	- 千円	2 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.13 美浜いきいきプラザ老人福祉センター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
千葉市収入		11	0%	10	0%	22	0%
千葉市 計		11	0%	10	0%	22	0%
事業団							
経常経費委託料収入		76,119	98%	76,888	98%	74,693	99%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		24	0%	19	0%	317	0%
事業団 計		76,143	98%	76,907	98%	75,010	99%
控除 委託費		-76,119	-98%	-76,888	-98%	-74,693	-99%
収入計 + +	(A)	35	0%	29	0%	339	0%
施設運営費							
千葉市							
委託料		76,119	98%	76,888	98%	74,693	99%
千葉市 計		76,119	98%	76,888	98%	74,693	99%
事業団							
人件費支出		41,046	53%	42,253	54%	42,454	56%
事務費支出		26,202	34%	26,664	34%	25,956	34%
事業費支出		8,894	11%	7,969	10%	6,295	8%
減価償却費		1,784	2%	1,601	2%	1,109	1%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		77,928	100%	78,489	100%	75,816	100%
控除 委託費		-76,119	-98%	-76,888	-98%	-74,693	-99%
施設運営費計 + +	(1)	77,928	100%	78,489	100%	75,816	100%
トータルコスト (1)	(B)	77,928	100%	78,489	100%	75,816	100%
税負担額 (B)-(A)		77,893	100%	78,460	100%	75,477	100%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	77,893 千円	78,460 千円	75,477 千円
利用者数	80,808 人	98,485 人	99,692 人
1名当たりの税負担額	1 千円	1 千円	1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

利用者数には生きがい活動支援通所事業の利用者は含まれていない。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.14 美浜いきいきプラザデイサービスセンター

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉県							
千葉県収入		70,249	121%	77,110	112%	81,301	113%
千葉県 計		70,249	121%	77,110	112%	81,301	113%
事業団							
経常経費委託料収入		56,560	98%	67,750	98%	70,387	98%
退職給与積立委託料収入		0	0%	0	0%	0	0%
その他収入		410	1%	686	1%	601	1%
事業団 計		56,970	98%	68,437	99%	70,989	98%
控除 委託費		-56,560	-98%	-67,750	-98%	-70,387	-98%
収入計 + +	(A)	70,659	122%	77,797	113%	81,903	114%
施設運営費							
千葉県							
委託料		56,560	98%	67,750	98%	70,387	98%
千葉県 計		56,560	98%	67,750	98%	70,387	98%
事業団							
人件費支出		28,783	50%	36,579	53%	37,104	51%
事務費支出		24,252	42%	26,978	39%	28,943	40%
事業費支出		3,935	7%	4,328	6%	4,861	7%
減価償却費		968	2%	987	1%	1,167	2%
退職給与引当金繰入		0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計		57,939	100%	68,873	100%	72,076	100%
控除 委託費		-56,560	-98%	-67,750	-98%	-70,387	-98%
施設運営費計 + +	(1)	57,939	100%	68,873	100%	72,076	100%
トータルコスト (1)	(B)	57,939	100%	68,873	100%	72,076	100%
税負担額 (B)-(A)		-12,720	-22%	-8,924	-13%	-9,827	-14%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	-12,720 千円	-8,924 千円	-9,827 千円
利用者数	6,795 人	7,846 人	8,727 人
1名当たりの税負担額	-2 千円	-1 千円	-1 千円

(注) 利用者数は年間の総利用延人数を使用している。

千葉県社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.15 ことぶき大学校

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分		平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入							
千葉市							
	千葉市収入	0	0%	3,000	4%	5,827	10%
	千葉市 計	0	0%	3,000	4%	5,827	10%
事業団							
	経常経費委託料収入	54,262	98%	67,525	98%	59,733	98%
	退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
	その他収入	0	0%	0	0%	0	0%
	事業団 計	54,262	98%	67,525	98%	59,733	98%
	控除 委託費	-54,262	-98%	-67,525	-98%	-59,733	-98%
	収入計 + + (A)	0	0%	3,000	4%	5,827	10%
施設運営費							
千葉市							
	委託料	54,262	98%	67,525	98%	59,733	98%
	千葉市 計	54,262	98%	67,525	98%	59,733	98%
事業団							
	人件費支出	33,272	60%	34,413	50%	30,940	51%
	事務費支出	4,829	9%	8,226	12%	4,880	8%
	事業費支出	16,160	29%	24,886	36%	23,911	39%
	減価償却費	890	2%	1,209	2%	1,529	2%
	退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
	事業団 計	55,153	100%	68,735	100%	61,262	100%
	控除 委託費	-54,262	-98%	-67,525	-98%	-59,733	-98%
	施設運営費計 + + (1)	55,153	100%	68,735	100%	61,262	100%
	トータルコスト (1) (B)	55,153	100%	68,735	100%	61,262	100%
	税負担額 (B)-(A)	55,153	100%	65,735	96%	55,435	90%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	55,153 千円	65,735 千円	55,435 千円
利用者数	97 人	197 人	192 人
1名当たりの税負担額	569 千円	334 千円	289 千円

(注) 利用者数は総生徒数を使用している。

千葉市社会福祉事業団の管理施設のトータルコスト計算表
No.16 ハーモニープラザ管理

1. トータルコストの推移

(単位：千円)

区 分	平成14年度	割合	平成15年度	割合	平成16年度	割合
収 入						
千葉市						
千葉市収入	5,971	3%	6,093	3%	5,795	3%
千葉市 計	5,971	3%	6,093	3%	5,795	3%
事業団						
経常経費委託料収入	214,815	100%	216,995	100%	195,245	100%
退職給与積立委託料収入	0	0%	0	0%	0	0%
その他収入	6	0%	68	0%	63	0%
事業団 計	214,821	100%	217,064	100%	195,309	100%
控除 委託費	-214,815	-100%	-216,995	-100%	-195,245	-100%
収入計 + + (A)	5,977	3%	6,162	3%	5,859	3%
施設運営費						
千葉市						
委託料	214,815	100%	216,995	100%	195,245	100%
千葉市 計	214,815	100%	216,995	100%	195,245	100%
事業団						
人件費支出	8,486	4%	11,550	5%	10,866	6%
事務費支出	206,335	96%	205,445	95%	184,414	94%
事業費支出	0	0%	0	0%	0	0%
減価償却費	558	0%	88	0%	77	0%
退職給与引当金繰入	0	0%	0	0%	0	0%
事業団 計	215,380	100%	217,084	100%	195,358	100%
控除 委託費	-214,815	-100%	-216,995	-100%	-195,245	-100%
施設運営費計 + + (1)	215,380	100%	217,084	100%	195,358	100%
トータルコスト (1) (B)	215,380	100%	217,084	100%	195,358	100%
税負担額 (B)-(A)	209,403	97%	210,922	97%	189,499	97%

2. 利用者1人当たりの税負担額

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
税負担額	209,403 千円	210,922 千円	189,499 千円
利用者数	- 人	- 人	- 人
1名当たりの税負担額	- 千円	- 千円	- 千円